

## 厚木市農業まつり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市の農業を広く紹介するとともに、その発展と振興を図るために開催される厚木市農業まつりに対し、予算の範囲内で厚木市農業まつり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の割合)

第2条 補助の割合は、厚木市農業まつりの実施に係る経費の50パーセント以内とする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、厚木市農業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を申請する対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会規約
- (4) 実行委員会名簿

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認められたものについて、補助金の額を決定する。この場合において、市長は、申請者に対し交付に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (計画変更及び中止の届出)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「代表者」という。）は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認められたときは、事業計画変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

### (事業実績の報告)

第7条 代表者は、その補助事業を完了したとき（第6条第2項の規定により補助事業の変更の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、その事業の完了の日又は市の会計年度が終了した日から30日以内に事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書

### (財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

補助金交付申請書		
年 月 日		
(あて先) 厚 木 市 長		
住所又は所在地 団 体 名 氏名又は代表者名		
印		
次のとおり申請します。		
1 事業(事務)の名称		
2 施 行 場 所		
3 申 請 金 額 等	申請金額	円
	算出基礎	
4 事 業 概 要		
5 事 業 効 果		
6 着 手 年 月 日	年	月 日
7 完 了 年 月 日	年	月 日
8 添 付 書 類	事業計画書 実行委員会規約	収支予算書 実行委員会名簿



第3号様式(第6条関係)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

住所又は所在地  
団 体 名  
氏名又は代表者名

印

次のとおり申請します。

1 事業(事務) の 名 称		
2 施 行 場 所		
3 変 更 申 請 金 額 等	変更申請 金 額	円
	算出基礎	
4 変 更 の 理 由 内 容		
5 変 更 日	年 月 日	
6 添 付 書 類	変更事業計画書 変更収支予算書	

第4号様式(第6条関係)

事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

次のとおり承認します。

1 事業(事務)の 名 称	
2 変更補助金額	円
3 条 件	
4 指 示 事 項	

第5号様式(第7条関係)

事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

住所又は所在地  
団 体 名  
氏名又は代表者名

印

次のとおり報告します。

1 事業(事務)の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 ( 内 容 、 効 果 等 )	
7 次年度以降の事業の 取組への考え方	
8 添 付 書 類	収支決算書                      事業報告書